政令

道路法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百十二号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項本文中「一・〇八を乗じて得た」を「、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改め、同項ただし書中「一・〇八を乗じて得た」を「、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

別表（第十九条関係）

占用物件	単位	占用料所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、七〇〇	七三〇	五一〇	四二〇	三六〇
第二種電柱		二、六〇〇	一、一〇〇	七九〇	六五〇	五六〇
第三種電柱		三、五〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八八〇	七六〇
第一種電話柱		一、五〇〇	六五〇	四六〇	三八〇	三四〇
第二種電話柱		二、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	六一〇	五四〇
第三種電話柱		三、四〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	八三〇	七四〇
その他の柱類		一二〇	六五	四六	三八	三四
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	二五	七	五	四	三
地下に設ける電線その他の線類		九	四	三	二	二

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物												法第三十二条第一項第二号に掲げる物件					
路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの							外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの
一個につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年		表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年							長さ一メートルにつき一年					
一、五〇〇	九二〇	三、一〇〇	一、三〇〇	二五、〇〇〇	三、一〇〇	六四	九三	一四〇	一八〇	二八〇	三七〇						
六四〇	三九〇	一、三〇〇	五五〇	四、三〇〇	一、三〇〇	二七	三九	五九	七八	一一〇	一六〇						
四五〇	二七〇	九一〇	三八〇	一、九〇〇	九一〇	一九	二七	四一	五五	八一	一一〇						
三七〇	二三〇	七八〇	三一〇	九六〇	三四〇	一六	二三	三四	四五	六八	九一						
三三〇	二〇〇	六八〇	二八〇	六七〇	二四〇	一四	二〇	三〇	四一	六一	八一						